

第2号様式(2)

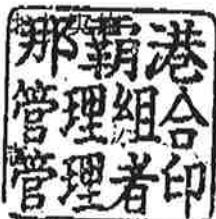
(共同企業体発注・事前審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第3号

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札(事前審査型)を次のとおりとする。

平成28年1月26日

那覇港管理組合管理者 翁長 雄志



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称) 那覇港総合物流センター新築工事 (事務所棟・建築2工区)
- (2) 工事場所 那覇港新港ふ頭地内
- (3) 工事内容 事務所棟建築工事一式
 - 延べ面積: 1,099.05m² 7階建て
 - 鉄骨造
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成29年1月30日まで
- (5) 計算金額 283,392,000円 (税込み)
- (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は紙入札により実施する。
- (8) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行前に行う事前審査型である。
- (9) 本工事は、特定建設工事共同企業体結成による工事である。

2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

- (1) 2者又は3者共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は下記のとおりとする。
 - ア 2者共同企業体の場合は30%以上
 - イ 3者共同企業体の場合は20%以上

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりとする。
 - ア 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記イの再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - ウ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査

結果通知書が有効期限内にあること。

エ 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。

オ 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・(株)ワールド設計・八千代エンジニヤリング(株)沖縄事務所企業共同体

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a)親会社と子会社の関係にある場合

(b)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

ク 沖縄県に建設業法に基づく本店がある者。

(2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けているものであって、那覇港管理組合建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程第7条第1項による平成26・27年度建設業者格付名簿に建築工事業の「特A」級として登録されている者。

イ 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格証を有する者を本工事に専任で配置できる者。

ウ 平成16年4月1日から入札参加資格確認申請書(以下「確認書」という。)及び入札参加確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限までに建築一式工事を元請として施工し、完成・引渡が完了した施工実績を有すること。

エ 配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3か

月以上の雇用)があること。

- (3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。
- ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けているものであって、那覇港管理組合建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程第7条第1項による平成26・27年度建設業者格付名簿に建築工事業の登録されている者で次の要件を満たす者
- (a) 2者共同企業体の場合は構成員①は「特A」級、「A」級又は「B」級の者であること。
- (b) 3者共同企業体の場合は構成員①は「特A」級、構成員②は「特A」級、「A」級又は「B」級の者であること。
- イ 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者を本工事に専任で配置できる者。
- ウ 配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3か月以上の雇用)があること。

4 資格確認申請書等の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)を持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書※を提出しない者、並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1) 資格確認申請書(第3号様式)の提出期間等

ア 提出期間: 平成28年1月26日(火)から平成28年2月5日(金)まで。(必着)

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9:00から17:00
(昼休み時間12:00から13:00除く)まで。

イ 提出方法: 持参又は郵送(一般書留もしくは簡易書留)によるものとする。

ウ 提出場所: ☎900-0035

那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係
電話番号 098-868-2578

エ 提出部数: 1部(返信用封筒(242円分切手貼付)を添付すること。)

(2) 共同企業体資格審査申請の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参又は郵送により提出しなければならない。

ア 提出期間: 上記4(1)と同じ

イ 提出場所: 同上

ウ 提出部数: 1部

(3) 競争参加資格の確認結果通知

平成28年2月10日(水)(予定)までに書面にて通知する。

(4) 競争参加資格がないと求められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限: 競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)とする。

イ 提出場所：那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係
ウ 提出方法：書面(任意様式)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メール、ファクシミリ)によるものは受付できない。

- (5) 管理者は、説明を求められた時には、苦情を申し立てができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して書面をもって回答する。
(6) 「資格確認申請書」とは、以下の様式をいう。

- ①様式1：配置予定者の実務経験等
- ②様式2：(同一種同種工事)の施工実績
- ③その他：公告に添付した申請書(第3号様式)の資格確認の各項目に記載した必要書類
- ④登記簿謄本(写し可)
- ⑤印鑑証明書(原本)
- ⑥労働保険証明書(加入・納入)証明書(写し可)
- ⑦健康保険・厚生年金(加入・納入)証明書(写し可)
- ⑧納税証明書(法人税・消費税)(写し可)
- ⑨納税証明書(法人事業税・法人県民税)(写し可、沖縄県内業者のみ)

5 設計図書等の交付期間、交付方法等

- (1) 交付期間 平成28年1月26日(火)から平成28年2月5日(金)まで
(2) 交付方法 CDにて配布する。
(3) 交付場所及び問い合わせ先 〒900-0035

那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係
電話番号 098-868-2578

上記期間中に設計図書等(CD)の受領がなければ入札に参加することができない。

6 入札方法

入札書等は、あらかじめ指定する日に配達されるように(「配達日指定郵便」にて)、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により郵送で提出すること。持参や普通郵便で提出された場合は無効とする。

提出書類：①入札書

②工事費等内訳書

配達指定日：平成28年2月18日(木)

封筒：別紙記入例参照

宛先：〒900-0035

那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

電話番号 098-868-2578

その他：※入札書のくじの数字(任意の数字3桁)は、同額くじ抽選が発生した場合に使用するため、必ず記入すること。

※配達指定日以外の日に届いた入札書及び工事費等内訳書は受理しない

ものとする。

7 開札

開札日時：平成28年2月19日（金）

開札場所：那覇港管理組合 3階議場 9:30

入札者は、開札に立ち会うことができる。

8 再度入札に関する注意事項

再度入札を行う場合は、平成28年1月19日（金）15時までに対象業者宛に連絡する。

9 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金の金額等は、現金又は管理者が確實と認める有価証券等をもって見積る契約金額の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2か年間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者

なお、入札保証保険証券等の保険期間又は保証期間は入札日から2か月とする。

（2）入札保証金等の提出

ア 提出期限：平成28年2月17日（水）17:00

イ 提出方法：持参又は郵送（「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法による。）により提出。

ウ 提出場所：〒900-0035

那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

電話番号 098-868-2578

エ その他：入札保証金を現金納付する場合は事前に電話連絡すること。

（3）契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、管理者等が確實と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目(大項目でよい)に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (2) 管理者(これらの者の補助者を含む。)は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

13 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、管理者が特に指示したときは、この限りではない。

14 その他

- (1) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 管理者は、提出された資格確認申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認申請書又は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (6) 最低制限価格を設定する。
- (7) 本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
- (8) 本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

15 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札及び契約関係 : ☎ 900-0035

那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係
電話番号 098-868-2578

(2) 上記(1)以外に関すること。

〒900-0035

那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合 企画建設部 建設課

電話番号 098-868-0336

ア 提出期間：平成28年1月26日（火）から平成28年2月9日（火）まで。

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：上記(1)に同じ

ウ 提出方法：持参によるものとする。

エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期　　間：回答日から平成28年2月12日（金）までの土曜日、日曜日
及び祝日を除く毎日、9:00から17:00まで。

閲覧場所：上記(1)において閲覧に供する。